

酒田市夏季・冬季スクールバス借上運行業務委託（鳥海八幡中学校／一條地区）【単価契約】
仕様書

1 件名 酒田市夏季・冬季スクールバス借上運行業務委託（鳥海八幡中学校／一條地区）
【単価契約】

2 履行場所 夏季・冬季通学バス運行区間（鳥海八幡中学校／一條地区）

3 契約期間 契約の日から令和9年3月31日まで

4 履行期間 夏季：令和8年7月6日から令和8年9月30日まで
冬季：令和8年11月10日から令和9年3月31日まで

5 委託の内容

酒田市立鳥海八幡中学校の夏季・冬季間の生徒輸送に係るスクールバス運行業務を委託するものである。

(1) 委託の基本方針

- ① 受託者は、生徒の登校における運行業務を安全かつ確実に行うこと。
- ② 受託者は道路交通法及び、改正された貸切バス選定・利用ガイドライン等の関係法規・規定を遵守し、運行にかかる委託者の方針に沿って、その業務を忠実に実行すること。

(2) 運行日

運行日は、原則として土曜・日曜、祝日及び夏季休業、年末年始の学校休業日を除き、鳥海八幡中学校の計画により運行する。夏季の運行予定日数は30日程度。冬季の運行予定日数は60日程度。学校事情等で運行日程に変更が生じる際は、遅くとも1週間前までには受託者に連絡を行うこととする。

(3) 委託対象車両

- ① 運行車両は生徒約8名が座席（補助席含む）に座れる車両1台（乗車定員25名以上（運転席を除く））とする。
- ② 運行車両は受託者が用意するものとし、道路運送法による旅客自動車運送事業の許可を受けた営業用車両とする。

(4) 運行経路及び運行回数等

内容	便	台	距離	乗車人数	経路等
登校	1	1	約10km	約8名	大島田（7：43頃発） → 岡島田 → 前川 → 平沢 → 鳥海八幡中学校（7：55頃着）

※夏季・冬季バス運行期間内、運行回数は登校時1運行を基本とする。また、行事等により運行時間、回数等が変更になる場合がある。

※運行経路等の詳細は、受託者が円滑かつ安全に運行できるよう契約後双方協議の上決めるものとする。

6 委託料の支払

毎月業務完了後に、報告書を提出することとし、委託者は速やかに検査を行うこととする。委託料は、受託者の報告書に対して委託者が行う検査に合格したときに、月毎、1日あたりの契約単価×運行日数で算出される金額を正当な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。ただし、指定管理鳥獣の出没等による人身被害の発生の恐れがあり、緊急対応により、委託者が受託者に対して運休を依頼した場合は、毎月のバス運行計画に基づき、下記のとおり算出される金額を実績に基づき、受託者に月毎支払うものとする。ただし、天災・災害による運休依頼の場合は別途協議するものとする。

- ・配車日の14日前から8日前までに運休依頼をした場合
登校時1運行の1日当たりの契約単価の20%の金額
- ・配車日の7日前から配車日時の24時間前までに運休依頼をした場合
登校時1運行の1日当たりの契約単価の30%の金額
- ・配車日時の24時間前以降に運休依頼をした場合
登校時1運行の1日当たりの契約単価の50%の金額
- ・当日運休依頼をした場合
登校時1運行の1日当たりの契約単価

※割合は、一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款第15条に準じたもの

7 バス運行計画と受託者の責務

- (1) 受託者は、毎月のバス運行計画（前月20日頃までに通知）に基づき、運転手及びバスの配置計画を作成し、バス運行に支障がないようにする。
- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、業務現場における運行等受託責任者（以下「責任者」という。）を配置し、学校側の管理者や担当者と委託業務の円滑な運営のために随時協議を行う。

8 受託者の要件

- (1) 道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
- (2) 貸切バス事業者は自賠償保険・共済に加え、対人無制限、対物200万円以上の任意保険・共済契約を締結していること。

9 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

10 緊急時の対応並びに事故等の報告及び処理

- (1) 自然災害等の緊急時には学校と協議の上対応を決めること。
- (2) 委託業務遂行時において、事故等が発生した場合は、直ちに関係機関（警察・消防等）に緊急連絡するとともに、委託者及び学校責任者に連絡するものとし、受託者の責において処理するものとする。

11 損害賠償

- (1) 受託者は、委託業務の処理に関し、故意又は過失により、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 前項の規定による賠償額は、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

12 その他

- (1) 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得たときはこの限りでない。
- (2) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ定める。